

広島県訓令第二号

本 庁  
地 方 機 関

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する訓令（昭和二十七年広島県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第8条関係)

休 暇 簿 (介護休暇用)

決 裁	期 間	時 間	月日数	職 名	氏 名	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得 <input type="checkbox"/> 再 取 得 <input type="checkbox"/> 変 更	
							出勤簿 整理印
請求の 期間等	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 )	分～ 分～ 分～	月 日	氏 名 ----- 続 柄 同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護が必要となつた時期 年 月 日	要介護者の状 態及び具体的 な介護の内容 (変更の場合、 その事由)	印
既承認 済期間	年 月 日 自 年 月 日 至 年 月 日	月日数	年 月 日 自 年 月 日 至 年 月 日	月日数			

(取消欄)

期 間	休暇の承認を 取り消された時間		所 属 長 印	勤 務 時 間 管 理 員 印	事 由
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			

備考 地方機関にあつては、決裁欄は適宜区分するものとする。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正前の職員の勤務時間等に関する訓令による様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の職員の勤務時間等に関する訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。